

MA (単位料金区域)

MA (Message Area 単位料金区域) とは、2024年1月の通話料金全国一律化以前において、市内通話料金での通話が可能であった区域のことです。
MAは、社会的経済的諸条件、地勢及び行政区画等からみて通話の交流上おおむね一体とみられる地域からなるものであり、1962年9月に設定されました。現在、西日本エリアで310のMA (全国では561MA) があります。

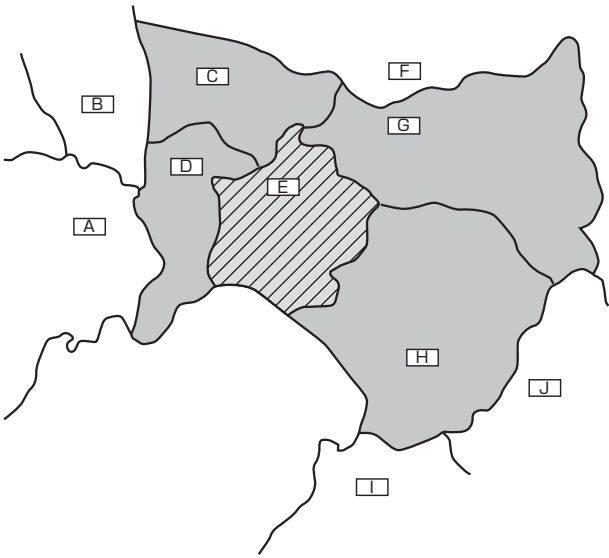
MA (単位料金区域) 名

富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県
魚津 岡田 富山 福野	加賀 金沢 小松 七尾 能登 羽咋 輪島	大野 小浜 武生 敦賀 福井	揖斐川 恵那 大垣 神岡 岐阜 郡上八幡 下呂 荘川 関 高富 高山 多治見 中津川 美濃加茂 美濃白川	伊東 磐田 掛川 御殿場 静岡 島田 下田 修善寺大仁 天竜 沼津 榛原 浜松 富士宮 富士宮	一宮 岡崎 尾張横須賀 春日井 刈谷 設楽 新城 瀬戸 田原 津島 豊田 豊橋 名古屋 西尾 半田
兵庫県	鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
相生 加古川 神戸 三田 洲本 竜野 丹波柏原 津名 豊岡 西宮 西脇 浜坂 播磨山崎 姫路 福崎 三木 八鹿	倉吉 郡家 鳥取 根雨 米子	井原 岡山 赤磐 邑久 笠岡 鴨方 久世 倉敷 総社 高梁 玉野 津山 新見 備前 加茂川 美作	海士 出雲 石見大田 掛合 川本 木次 江津 西郷 津和野 浜田 益田 松江 安来	安芸吉田 因島 尾道 加計 本江 呉 甲山 庄原 竹原 千代田 東城 廿日市 東広島 広島 福山 府中 三次	岩国 宇部 久賀 下松 田万川 徳山 長門 萩 防府 美祢 柳井 山口
長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
有川 諫早 厳原 大瀬戸 郷々浦 佐世保 島原 対馬佐賀 長崎 平戸 福江	臼杵 大分 杵築 玖珠 国東 佐伯 竹田 中津 日田 豊後高田 別府 三重	天草 熊本 熊本の宮 高森 玉名 人吉 松橋 水俣 八代 矢部 山鹿	小林 高千穂 高鍋 日南 延岡 日向 都城 宮崎	碓黄島 出水 指宿 大分 大根占 鹿児島 加治木 加世田 鹿屋 志布志 瀬戸内 種子島 徳之島 中郷 中之島 名瀬 屋久島	沖縄宮古 名護 那覇 南大東 八重山

三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県
阿児 伊勢 上野 尾鷲 尾山 熊野 桑名 津 鳥羽 松阪 三瀬谷 四日市	今津 大津 長浜 彦根 水口 八日市	宇治 亀岡 京都 園部 福知山 舞鶴 峰山 宮津	池田 和泉 茨木 大阪 岸和田貝塚 堺 富田林 寝屋川 八尾	上北山 五条 下市 十津川 奈良 大和高田 大和榛原 吉野	岩出 串本 御坊 新宮 田辺 湯浅 和歌山 和歌山橋本
香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県
観音寺 三本松 高松 土庄 丸亀	阿南 阿波池田 鴨島 小松島 徳島 丹生谷 牟岐 脇町	今治 伊予三島 宇和島 宇和島 大洲 久万 新居浜 伯方 松山 御荘 八幡浜	安芸 窪川 高知 佐川 宿毛 須崎 土佐清水 土佐中村 土佐山田 室戸 嶺北	甘木 飯塚 北九州 久留米 瀬高 田川 田主丸 直方 福岡 前原 宗像 八女 行橋	伊万里 鹿島 唐津 佐賀 武雄

※単位料金区域一覧表については、
<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>でご覧いただけます。

県内通話料の適用区分例



通話の種類	例	通話料(加入電話)
区 域 内 通 話	内通話	E単位料金区域内に終始する通話 3分まで毎に 9.35円(税込)
隣接区域内通話	と の間の通話	E単位料金区域とC・D・G・Hの各単位料金区域との間の通話 90秒まで毎に 11円(税込)
区 域 外 通 話	と の間の通話	E単位料金区域とE単位料金区域に隣接していないその他の単位料金区域(A・B・F・I・J単位料金区域)との間の通話 区域外通話地域間距離に応じたそれぞれの秒数まで毎に 11円(税込)

単位料金区域名

単位料金区域界

MAのあり方について

MA (Message Area 単位料金区域) とは、2024年1月の通話料金全国一律化以前において、市内通話料金での通話が可能であった区域のことです。

MAについては、現在の社会経済圏・通話交流圏にそぐわないといった問題点が指摘されており、従来、郵政省および総務庁(現:総務省)からも、通話圏の拡大に合わせたMAの見直しや行政区域の不一致の解消の必要性を指摘されておりました。

しかしながら、MAのあり方は、(1)地域事情などによりお客さまによって意見が異なる事態が想定され、また、(2)すべての通信事業者が通話制度の基礎として使っているという面もあります。このため、現行のMAを継続しつつ、お客さまの利便性を向上させる方策として、1997年12月から、月々定額料110円(税込)*の支払いで「隣接～ 20kmまで」の通話料金を区域内通話料(3分9.35円(税込))と同額とする料金割引サービス「エリアプラス」の提供を開始しました。さらに、2005年1月より、県内通話料を一律(NTT西日本のマイラインプラスに「市内通話」「県内市外通話」の2区分ともにご登録いただいているお客さまは、定額料なしの場合一律9.35円(税込)／ 3分)とする選択性の料金割引サービス「イチリツ」の提供を開始しました。

そして、2024年1月のIP網への移行をもって通話料を全国一律3分9.35円(税込)とし、MAの在り方について、一定の解決を図りました。

*月々の定額料は電話会社固定サービス「マイラインプラス」について「市内通話」「同一県内の市外通話」の2区分ともNTT西日本にご登録いただいている場合の料金です。
なお、NTT西日本にマイラインプラスを登録されていない場合でも、「エリアプラス」については月額220円(税込)を、「イチリツ」については月額220円(税込)(プラン1の場合)をお支払いいただくことによりご利用いただけます。

MAと行政区域の不一致について

MAは原則として行政区域(市町村区域)と一致するように設定していますが、その後の市町村合併等により、一部行政区域と一致していない箇所があります。

NTT西日本ではこのような不一致箇所について、当該地域のお客様のご要望をもとに解消を図っています。

●不一致解消の基準

- ① 行政区域に合わせる変更であること。

② 行政区域の主たる地域が所属するMAへの変更であること。

③ 当該地域のお客様(契約者)全員が要望し、かつ電話番号の変更、料金負担の変動についてご了承いただいていること。*

*全員の署名・押印が集まらない場合には、全員の総意である旨の行政機関からの確認書及び町内会・主要団体等の同意書が整えば、お客様全員の要望と了解があるものとみなし、可能な限り弾力的に利用者の要望にお応えしています。

(参考)

行政区域と一致するようMAの境界を変更する場合には、当該地域のお客様(ご契約者)に、一般に次のようなメリット及びデメリットが生じるため、お客様の同意をいただいて実施しています。

- <不一致解消のメリット>

① 同一市町村内への通話が、区域内通話となる。

② 同一市町村内に通話する際に、市外局番が不要となる(一部例外あり)。
- <不一致解消のデメリット>

① 基本料、通話料等が変動する(料金負担増となる場合がある)。

② 電話番号が変更となる。

③ ②に伴い、看板・名刺等の書き換えが必要となる(お客様の自己負担)。

MAと行政区域の不一致解消状況(再編成以降)

年度	都道府県	変更地域	変更前MA	変更後MA
2006	静岡県	静岡市清水区 (旧清水市及び旧蒲原町地域に限る) 庵原郡由比町 庵原郡富士川町の一部地域	清水 ^(注1)	静岡
2007	静岡県	浜松市(旧天竜市、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町及び旧龍山村地域に限る)	天竜	浜松
	愛知県	豊田市(旧稲武町及び旧下山村地域に限る)	設楽、岡崎	豊田
	福井県	福井市(旧美山町地域に限る)	大野	福井
	熊本県	天草市(旧牛深市、旧河浦町、旧本渡市、旧有明町、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧五和町及び旧天草町地域に限る) 天草郡苓北町 上天草市(姫戸町、龍ヶ岳町及び松島町地域に限る)	本渡、 牛深 ^(注2)	天草
	石川県	白山市(旧鶴来町、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村及び旧白峰村地域に限る) 能美市の一部地域	鶴来 ^(注1)	金沢
	山口県	下関市(旧下関市、旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町及び旧豊田町地域に限る)	豊浦 ^(注1) 、 美祢	下関
	岡山県	赤磐市(旧熊山町地域に限る)	備前	岡山瀬戸
2008	岐阜県	中津川市(旧馬籠地域に限る)	木曾福島	中津川
2009	岡山県	倉敷市(旧真備町地域に限る)	総社	倉敷
	広島県	呉市(旧豊町及び旧豊浜町地域に限る)	木江	呉
2010	鹿児島県	鹿児島市 (喜入町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入一倉町、喜入前之浜町及び喜入生見町地域に限る)	指宿	鹿児島
	岡山県	久米郡久米南町(峠地区に限る)	岡山瀬戸	福渡
2011	京都府	京都市右京区 (旧京北町地域(京北室谷町除く)に限る)	亀岡	京都
2013	岡山県	岡山市北区(旧御津町地域、旧建部町地域に限る) 岡山市東区(旧瀬戸町地域に限る) 岡山市南区(旧瀬崎町地域(植松地区の一部を除く)に限る) 久米郡久米南町	福渡、 岡山瀬戸、 玉野	岡山
	山口県	山口市(旧山口市南部地域、旧小郡町地域及び旧秋穂町に限る)	小郡 ^(注1)	山口
2021	福岡県	飯塚市(旧嘉穂郡穎田町地域に限る)	直方	飯塚

(注1) 清水MA、鶴来MA、豊浦MA、小郡MAは廃止。
(注2) 本渡MAと牛深MAを統合し、天草MAとする。